

[事案 30-52] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病および高血圧等により約 2 か月間入院したため、平成 25 年 10 月に契約した生存給付保険の医療特約等にもとづき入院給付金を請求したところ、入院の一部期間について、約款上の「入院」に該当しないとして支払いを拒否された。しかし、以下の理由により、全期間について入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 糖尿病の合併症は進行性で、指先のしびれや激しい肩の痛みが生じていた。
- (2) インスリン投与は選択しなかったところ、手術前に血糖値コントロールの必要が生じ、入院した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) カルテ・看護記録、検査結果等にもとづき判断した結果、入院中の一部期間を除き、申立人の受けた治療内容は通院でも十分実施可能なものと考えられるので、約款に定める「入院」にあてはまらない。
- (2) 但し、申立人は糖尿病の教育入院を受けた経験はなく、糖尿病を含む生活習慣病治療の一環としての教育入院プログラムの範囲では入院の意義は認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本請求期間中の入院について、自宅等での治療が困難であったとはいえ、入院給付金の支払理由として約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。